

バランスシートの作成方法

基本的前提

1 対象会計範囲

普通会計を対象としています。普通会計とは、地方公共団体における一般会計と公営事業会計（本県の場合、電気、工業用水、土地造成、病院の4つの公営企業会計と港湾施設整備事業特別会計が該当。）以外の特別会計を純計した地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。

2 流動・固定の分類基準

1年基準を原則としています。1年基準とは、資産及び負債を流動・固定に区分するための一つの基準で、バランスシートの基準日から1年以内に入金又は支払いの期限が来るものを流動とし、1年を超えるものを固定とします。

3 バランスシート作成の基準日

会計年度の最終日を基準日としています。ただし、出納整理期間（会計年度終了後の翌年度の4月1日から5月31日まで）における出納については、基準日までに終了したものとして処理しています。

4 基礎数値

電算処理化された昭和44年度以降の決算統計データ等を基礎数値として用いています。決算統計とは、地方公共団体の毎年度の決算状況を、総務省が統一ルールに基づいて集計し、作成した統計です。

勘定科目等の説明

[資産の部]

1 有形固定資産

(1) 評価方法

資産形成のために実際に投下された税等の額を表す普通建設事業費をもって有形固定資産の取得原価とし、普通建設事業費の把握は、昭和44年度以降の決算統計データを使用しました。普通建設事業費とは、道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費で用地取得費等も含まれません。

(2) 他団体に支出した補助金、負担金等の取扱い

市町村、民間、国等に支出した補助金、負担金等により有形固定資産が形成される場合がありますが、これらの支出は、バランスシートへの計上ではなく、行政コスト計算書の移転支的コストに計上しています。

(3) 減価償却

普通建設事業費の各区分ごとに設定された耐用年数に基づき、定額法により減価

償却を行っています。

なお、土地については減価償却を行っていません。

2 投資等

(1)投資及び出資金

投資及び出資金は、額面により評価、計上しています。

なお、財団法人に対する寄附行為に係る出捐金も出資とみなして計上しています。

(2)貸付金

貸付金は1年基準によることなく、短期、長期とも一括して貸付金として計上していますが、返還期限を超過し出納整理期間中にも収入されなかった額は、3(2)未収金に計上しています。

(3)基金

県が設置する基金のうち、流動性が低いものを「特定目的基金」「土地開発基金」「定額運用基金」に区分して計上しています。

3 流動資産

(1)現金・預金

県が設置する基金のうち流動性が高いものを「財政調整基金」及び「減債基金」に区分して計上しています。

また、形式収支（歳入総額から歳出総額を差し引いた額）を「歳計現金」として計上しています。

(2)未収金

納期限を超過し、出納整理期間中にも収入されなかったものを「地方税」と「その他」に区分して計上しています。

[負債の部]

1 固定負債

(1)地方債

年度末における県債残高から翌年度に予定されている元金償還額を控除した額を計上しています。

(2)債務負担行為

P F I等の手法により整備した資産で、債務負担行為による債務が残っているが、既に物件の引き渡しを受けたものについて、今後の支払予定額をもって資産計上し、見返り財源を「物件の購入等」として計上することとされていますが、本県には該当がありません。

また、債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち既に履行すべき額が確定

したものについては「債務保証又は損失補償」として計上することとされていますが、本県には該当がありません。

(3)退職給与引当金

年度末に職員全員が普通退職したと仮定した場合の退職手当の要支給額を計上しています。

2 流動負債

(1)翌年度償還予定額

県債の年度末残高のうち、翌年度に予定されている元金償還額を計上しています。

(2)翌年度繰上充用金

歳入が歳出に不足する場合に翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てた額を計上することとされていますが、本県には該当がありません。

[正味資産]

1 国庫支出金

普通建設事業費に充てられた昭和44年度以降の国庫支出金の累計額と投資及び出資金、貸付金、基金のそれぞれ原資に充てられている国庫支出金の額との合計額を計上しています。

なお、普通建設事業費に充てられた国庫支出金のうち用地取得費以外のものは、有形固定資産の減価償却と同様の方法で償却を行っています。

2 一般財源等

資産合計から負債合計を差し引いた額を正味資産とし、それから国庫支出金を控除したものを計上しています。

欄外注記

物件の購入等に係るもの

土地の購入、建造物の購入、工事の請負等に係る債務負担行為設定額のうち、翌年度以降の支出予定額を計上しています。

債務保証又は損失補償に係るもの

公社等の借入金等に係る債務保証等に係る債務負担行為設定限度額を計上しています。

利子補給等に係るもの

利子補給に係る債務負担行為設定額のうち、翌年度以降支出予定額を計上しています。

附属書類

1 有形固定資産明細表

有形固定資産の細区分ごとの取得価額、減価償却累計額、残存価額を表示しました。

2 土地明細表

主な投資分野ごとに、土地の取得価額の累計額を表示しました。

3 普通建設事業費に係る補助金・負担金等の状況

市町村、民間、国等に支出した補助金・負担金等については、それらによって形成される有形固定資産を本県が直接には所有・管理していないため、バランスシート本表には計上していませんが、これらの支出に関する情報も本県に関連のあるストック情報であるため附属書類で表示することとしました。なお、補助金・負担金等の計上に当たっては、減価償却は行っていません。

4 主な施設の状況

県有施設のうち主なものを抽出して表示しました。

有形固定資産耐用年数表

区 分	耐用年数	区 分	耐用年数
1 総務費		7 土木費	
(1) 庁舎等	5 0	(1) 道路	1 5
(2) その他	2 5	(2) 橋りょう	6 0
2 民生費		(3) 河川	5 0
(1) 保育所	3 0	(4) 砂防	5 0
(2) その他	2 5	(5) 海岸保全	5 0
3 衛生費	2 5	(6) 港湾	5 0
4 労働費	2 5	(7) 都市計画	
5 農林水産業費		ア 街路	1 5
(1) 造林	2 5	イ 都市下水道	2 0
(2) 林道	1 5	ウ 区画整理	4 0
(3) 治山	3 0	エ 公園	4 0
(4) 砂防	5 0	オ その他	2 5
(5) 漁港	5 0	(8) 住宅	4 0
(6) 農業農村整備	2 0	(9) 空港	2 5
(7) 海岸保全	5 0	(10)その他	2 5
(8) その他	2 5	8 消防費	
6 商工費	2 5	(1) 庁舎	5 0
		(2) その他	1 0
		9 教育費	5 0
		10 その他	2 5

は別途調査に基づく平均的な
有形固定資産の耐用年数

この耐用年数表は、総務省の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」に示されているもので、地方公営企業法施行規則等を参考に設定されたものです。